

第7号議案

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年1月条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第10号から第12号までを次のように改める。

(10)及び(11) 削除

(12) 鳥獣捕獲業務手当

第6条中「、障害福祉部障害者福祉センター若しくは保健所保健センター、こども家庭局こども企画育成部総合療育センター若しくはこども家庭センター」を「若しくは保健所調整課、精神保健福祉センター若しくは保健センター、こども家庭局こども育成部総合療育センター、東部療育センター若しくは西部療育センター若しくはこども家庭センター」に、「要保護者等の生活扶助、医療扶助等のケースワーク業務に勤務公署外において従事するもの又は区役所保健福祉部生活支援課に勤務する職員で専ら生活保護を申請する者等との面接業務」を「ケースワーク業務のうち規則で定めるもの」に、「300円」を「500円」に改める。

第13条から第15条までを次のように改める。

第13条及び第14条 削除

（鳥獣捕獲業務手当）

第15条 鳥獣捕獲業務手当は、経済観光局農政部に勤務する職員で鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条第1項の規定により本市が策定する被害防止計画に基づく対象鳥

獣の捕獲のために山間部で行う業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額450円とする。

第34条中「200円」を「700円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

理 由

ケースワーク業務手当の支給対象及び支給額を変更する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例 ぬきがき

(____ は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(特殊勤務手当の種類)

第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(1)～(9) 略

(10) 精神保健相談業務手当

(11) 児童保護訪問調査手当

(12) 削除

(13)～(36) 略

(ケースワーク業務手当)

第6条 ケースワーク業務手当は、保健福祉局生活福祉部保護課更生センター、障害福祉部障害者福祉センター若しくは保健所保健センター、こども家庭局こども企画育成部総合療育センター若しくはこども家庭センター又は区役所保健福祉部（区役所支所保健福祉課を含む。以下同じ。）に勤務する職員で要保護者等の生活扶助、医療扶助等のケースワーク業務に勤務公署外において従事するもの又は区役所保健福祉部生活支援課に勤務する職員で専ら生活保護を申請する者等との面接業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額300円とする。

(精神保健相談業務手当)

第13条 精神保健相談業務手当は、保健福祉局障害福祉部障害福祉課若しくは保健所精神保健福祉センター又は保健センターに勤務する職員で精神保健業務及び精神障害者の福祉に関する相談業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額300円とする。

(10)及び(11) 削除

(12) 鳥獣捕獲業務手当

若しくは保健所調整課、精神保健福祉センター若しくは保健センター、こども家庭局こども育成部総合療育センター、東部療育センター若しくは西部療育センター若しくはこども家庭センター
ケースワーク業務のうち規則で定めるもの

500円

第13条及び第14条 削除

(児童保護訪問調査手当)

第14条 児童保護訪問調査手当は、こども家庭局こども家庭センター又は区役所保健福祉部に勤務する保健師で市民等からの通報に基づいて行う児童保護に係る訪問調査業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額300円とする。

第15条 削除

(児童保護業務緊急対応待機手当)

第34条 児童保護業務緊急対応待機手当は、こども家庭局こども家庭センターに勤務する職員で児童保護業務に係る緊急対応のために待機を命ぜられたものに対して支給し、その額は、1回につき200円とする。

(鳥獣捕獲業務手当)

第15条 鳥獣捕獲業務手当は、経済観光局農政部に勤務する職員で鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条第1項の規定により本市が策定する被害防止計画に基づき対象鳥獣の捕獲のために山間部で行う業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額450円とする。

700円